

### 第3節 地下水の合理的な使用（第32条の2～第32条の6）

#### 第32条の2（地下水使用合理化指針）

第32条の2 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針（以下「地下水使用合理化指針」という。）を定めるものとする。

2 地下水使用合理化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の合理的な使用の促進の基本的方向
- (2) 地下水の合理的な使用の促進のための措置に関する事項
- (3) その他地下水の合理的な使用の促進に関する重要事項

3 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

#### 【趣旨】

- 地下水の水量保全の対策としては、地下水の使用量を抑制するため節水、水の循環使用等により地下水の合理的な使用を促進することと、地下水の涵養量を増大するため地下水涵養対策を促進することが考えられる。平成23年度改正で、第3章に、前者の地下水の合理的な使用の促進について節を新たに設け、対策を強化することとした。
- 本条は、地下水の水量の保全を図る手段としての地下水の合理的な使用を促進するため、知事が定める「地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）」について定めるものである。

#### 【説明】

(1) 第1項の「地下水の合理的な使用」については、第2条の定義規定を参照。

(2) 「地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）」とは

市街地の進展や宅地造成等による涵養域（水田、畑地等）の減少から地下水涵養量が減少し、このことが地下水位の長期的な低下傾向に影響していると考えられるが、地下水を将来にわたり守り継ぐためには、地下水涵養量を増加させるとともに、地下水の合理的な使用による地下水採取量の抑制をより一層促進していく必要がある。特に、本条例において規制の対象となっている、一定規模以上の地下水採取者による地下水の合理的な使用の取組みを促進していくことが重要であり、地下水の合理的な使用を総合的かつ計画的に促進するため、知事が必要な事項を指針として定めることとしたものである。

(3) 「地下水使用合理化指針」に定める事項

本指針は、地下水の合理的な使用を総合的かつ計画的に促進するために必要となる事項を定めるが、具体的に、次のような内容を定めている。

#### ①地下水の合理的な使用の促進の基本的な考え方

- ・地下水を利用する者全てが、地下水は「公共水」との認識に立ち、未然防止の観点から、連携・協働して、それぞれの地下水の使用形態の特性に応じて、必要な

地下水の合理的な使用に係る措置を主体的かつ計画的に講じる必要がある。

②許可採取者による地下水の合理的な使用の実施に関する基本的方向

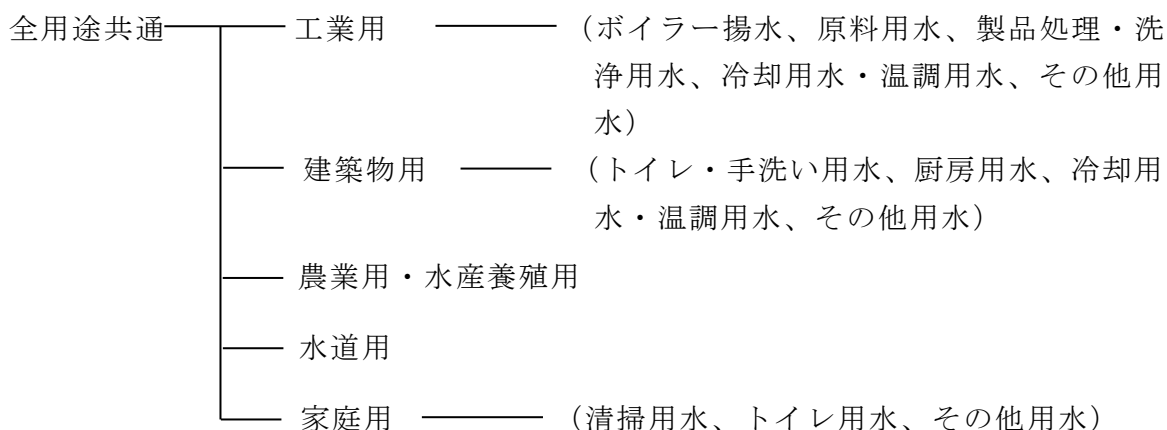
- ・地下水採取者は、事業に必要な適正な地下水量を算出するとともに、採取量を正確に把握し、不必要な地下水採取の抑制に取り組むこと。
- ・最適な地下水の合理的な使用の方策を選択し、取り組むこと。
- ・地下水の合理的な使用のための設備投資等に係る計画を踏まえ、中長期的な視点に立ち計画的に取り組むよう努めること。

③許可採取者による地下水の合理的な使用の実施に関する目標

- ・許可採取者の中には、地下水の循環使用、再生水の使用等により、既に地下水の合理的な使用に取り組んでいる者もあり、許可採取者に一律の削減目標を定めることは適当ではない。
- ・このため、許可採取者は、各自地下水の合理的な使用に関する目標を設定したうえで、地下水使用合理化計画を作成し、これを着実に実行するものとする。

④許可採取者による地下水の合理的な使用の促進のための措置に関する事項(地下水の合理的な使用の方策)

- ・地下水採取者が行う地下水の合理的な使用の主な方策を、次の用途別に提示。



⑤許可採取者以外の地下水採取者による地下水の合理的な使用の取組み

- ・許可採取者以外の地下水採取者は、②及び③の許可採取者による地下水の合理的な使用の実施に関する基本的方向と目標を踏まえ、④の許可採取者による地下水の合理的な使用の方策を参考に、取組み可能な地下水の合理的な使用の方策を実施すること。

⑥地下水利用者による節水等

- ・地下水を利用する者全てが、家庭、学校、事業所等において取り組むべき節水行動の実践、節水型機器の普及促進、雨水利用施設の使用促進、水の循環使用・再生水の使用、建築の際の配慮に係る具体的な取組み例を提示。

⑦その他地下水の合理的な使用の促進に関する重要事項

- ・地下水の合理的な使用の促進の意義に関する普及啓発
- ・建築業者、節水機器等販売業者等の関係者の協力の確保
- ・地下水の合理的な使用の取組みの周知
- ・地下水の合理的な使用に関する助言、指導

### 第32条の3（地下水採取者が講ずべき地下水の合理的な使用の措置等）

第32条の3 地下水を採取する者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、地下水の合理的な使用に努めるものとする。

2 知事は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者に対し、地下水使用合理化指針を勘案して、地下水の合理的な使用について必要な助言及び指導を行うことができる。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水採取者が講ずべき地下水の合理的な使用の措置等について定めるものである。

#### 【説明】

(1) 第3条（事業者の責務）及び第5条（県民の責務）では、事業者及び県民に対して広く地下水の保全に対する取組みを求めているが、本条第1項では、地下水の直接的な受益者である地下水採取者に対し、地下水の合理的な使用に関する努力義務を定めている。

本条例に基づく地下水採取量報告では、地下水採取量は減少傾向にあるものの、地下水採取者が節水や地下水の循環使用など地下水の合理的な使用に取り組むことが、採取量の更なる抑制につながり、地下水の水量保全に資することとなるため、すべての地下水採取者が地下水の合理的な使用に努めることとしたものである。

(2) 第2項は、地下水の合理的な使用の促進を図るため、県が地下水採取者に対して地下水の合理的な使用に関する助言・指導を行うことができることとするもの。

「必要があると認めるとき」は、地下水採取者が、節水コマの設置など比較的容易に取り組むことが可能な取組みにも全く取り組んでいないような場合、又は採取した地下水を使用することなく流出させているような場合などを想定している。

「必要な助言及び指導」については、地下水採取量の規模が小さな事業者にあっては、節水コマや手元制御弁等の節水器具の設置、節水に関する事業所内での啓発（節水に関する張り紙を掲示する等）の実施などを助言・指導することが考えられる。

また、採取量の規模や事業内容により、更に地下水の合理的な使用の取組みが可能と考えられる事業者に対しては、施設・設備の更新時に地下水の合理的な使用に資する施設・設備の導入等を助言することが考えられる。

### 第32条の4（地下水使用合理化計画等）

第32条の4 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の合理的な使用に関する計画（以下この条及び次条において「地下水使用合理化計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水使用合理化計画を提出した者がこれを変更したときも同様とする。

2 知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水使用合理化計画の実施状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

#### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取者のうち、許可対象となる揚水設備の採取能力（重点地域における許可対象となる揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間14万立方メートル程度の採取が可能であり、また、重点地域以外の地域における125平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間100万立方メートル程度の採取が可能である。）に鑑み、許可対象となる規模の揚水設備で地下水を採取する者（以下本節において「許可採取者」という。）に対し、許可の申請時に「地下水の合理的な使用に関する計画」（地下水使用合理化計画）の提出を求め、併せて、毎年1回、その実施状況の報告を求めることで合理化対策の実施を義務化したものである。

#### 【説明】

(1) 第1項の「地下水使用合理化計画」に記載する事項は、規則で定める地下水使用合理化計画書に具体的に示しており、循環・再利用装置の設置（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収、洗浄用水等の循環・再利用等）、中水道設備の整備、節水機器（節水トイレ、節水コマ等）の設置、雨水利用設備の設置などのうち、取組みが可能なものについて、数量及び合理化計画量を記載することとしている。

(2) 地下水使用合理化計画の提出義務者は許可採取者である。

地下水使用合理化計画の提出に加えて、毎年1回、その実施状況の報告を求め、地下水使用合理化指針に照らして取組みが著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるよう勧告等を行うことができることとしている。このような規制をかけるに当たり、その対象者は一定規模以上の地下水採取能力を有する許可採取者とするのが適当と考えたものである。

また、許可制度と地下水の合理的な使用に関する対策を連動させることによって、実務上、許可の申請に併せて地下水使用合理化計画を提出することが、申請者にとっても合理的であり、かつ、計画の提出の実効性をより確保することにつながると考えたものである。

なお、届出者にあつては、届出時に「節水及び水利用に関する計画」の提出を求めており（規則第14条第3項第2号）、その内容を踏まえて必要に応じて助言・指導を行うこととしている。

また、届出の対象にもなっていない更に小規模な地下水採取者にあつては、地下水採取に関し特に本条例上の手続きは必要ないが、第32条の3第1項で地下水の合理的な使用に関する努力義務を規定するとともに、第32条の6の規定に基づく節水啓発事業の実施等を通じて、地下水の合理的な使用の促進を図っていくこととしている。

- (3) 第2項で、知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができることとしている。

「必要があると認めるとき」とは、提出された地下水使用合理化計画の内容が、地下水使用合理化指針に照らして、許可採取者の採取量や事業規模に対し明らかに不足していると認められる場合が考えられる。

また、「必要な助言及び指導」とは、循環・再利用装置の設置（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収、洗浄用水等の循環・再利用等）、中水道設備の整備、節水機器（節水トイレ、節水コマ等）の設置、雨水利用設備の設置などのうち、取組みが可能なものについて検討するよう助言・指導を行うことが考えられる。

- (4) 地下水使用合理化計画を実施する実効性を確保する観点から、第3項で、地下水使用合理化計画の提出者は、毎年その実施状況を知事に報告しなければならないこととしている。
- (5) 第4項で、知事は、地下水使用合理化計画の実施状況報告の概要を公表することとしている。この公表は、重点地域において地下水の水量の課題が顕在化している状況を踏まえ、県民の地下水への関心の高まりに対応するため、情報提供として行うものである。公表の内容及び方法は、規則で次のように定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（地下水使用合理化計画等）

第18条 条例第32条の4第1項の規定による提出は、地下水使用合理化計画書（別記第19号様式）により行うものとする。

2 条例第32条の4第3項の規定による報告は、地下水使用合理化計画実施状況報告書（別記第20号様式）により行うものとする。

3 条例第32条の4第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水使用合理化の方策の具体的な内容

(2) 地下水使用合理化の実施量

(3) 水の循環率（循環使用及び再利用した水の量を水の総使用量（循環使用及び再利用した水の量を含む。）で除して得た率をいう。）

(4) その他知事が必要と認める事項

- (6) 第1項の地下水使用合理化計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者、第3項の地下水使用合理化の実施状況報告を行わず、又は虚偽の報告をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第3号、第4号）

### 第32条の5（勧告等）

第32条の5 知事は、前条第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者の地下水の合理的な使用に関する措置が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の合理的な使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水の合理的な使用に関する取組みの実効性を確保する観点から、地下水使用合理化計画及びその実施状況報告を提出した者に対する勧告及び公表について規定するものである。

#### 【説明】

(1) 第1項「指針に照らして著しく不十分」について

地下水の合理的な使用に関する事業者の取組みの状況、程度は、事業者によって様々であると考えられ、地下水採取者に対して採取量を一律に何パーセント削減するというような一律の削減目標を定めることは適当ではない。このため、地下水使用合理化指針では、許可採取者には、指針で示した地下水の合理的な使用の具体的な方策を踏まえ、各自地下水の合理的な使用に関する目標を定め、地下水使用合理化計画を作成し、これを着実に実行することを求めることとしている。

このような指針の内容を踏まえ、許可採取者が、地下水の合理的な使用に関して取り組むことが可能な措置があるにもかかわらず、全く取り組んでいないような場合は、「指針に照らして著しく不十分」なときに当たると考えられる。

(2) 第1項「判断の根拠を示して」について

許可採取者による地下水使用合理化計画の実施状況が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分な場合、知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしている（第32条の5第2項）。

勧告は事実上の行政指導であるが、勧告に従わないときは、本条第2項により、氏名等及び勧告の内容を公表することができることとしており、その対象者に対する社会的な影響も小さくはない。そこで、勧告を行うに当たっては、熊本県行政手続条例に規定される不利益処分に係る基準の取扱いに準じて、具体的な判断基準を示しておくことが適当であり、勧告を行う際には、対象者にその判断の根拠を示した上で行うこととしたものである。

(3) 第2項及び第3項は、地下水使用合理化計画の実施に対する勧告を受けた許可採取者が、勧告に従わないときの公表に関する規定である。

公表は、勧告という行政指導の実効性を確保するものであるが、その対象者に対する社会的影響は小さくないと考えられることから、公表を行おうとするときは、対象者に、

あらかじめその旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならないこととしている。

### 第32条の6（地下水の合理的な使用に関する啓発等）

第32条の6 県は、市町村と連携して、地下水の合理的な使用に係る啓発及び地下水の合理的な使用に配慮した給水機器、給水設備等（次項において「給水機器等」という。）の普及に努めるものとする。

2 事業者及び県民は、建築物を建築（給水機器等の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、地下水使用合理化指針を踏まえ、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の設置に努めるものとする。

#### 【趣旨】

- 本条は、市町村と連携した啓発や節水型機器等の普及に係る県の努力義務及び建築物の建築にあたっての節水型機器等の設置に係る事業者、県民の努力義務を規定するものである。

#### 【説明】

- (1) 第1項の「地下水の合理的な使用に配慮した給水機器、給水設備等」とは、構造上、水の使用が抑制されることとなる給水機器、給水設備等を指す。「給水機器」は、節水コマ、風呂の残り湯を洗濯に再利用するための洗濯機用バスポンプ、節水シャワーヘッドなどの個別の機器を指し、「給水設備」は、節水型トイレのような取付作業を要する設備を指す。  
「給水設備等」の「等」は、地下水の合理的な使用に資することとなる給水用以外の機器・設備を指す。具体的には、雨水使用設備（雨水貯留槽、雨水貯留タンク等）、水の再使用設備（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収装置等）等が考えられる。
- (2) 給水機器等の普及については、県が、建築確認の機会や建築関連業界を通じて建築物の建築者に対して節水機器等の設置を呼びかけたり、節水に関するガイドラインを作成したり、あるいは、県が主体となって公共事業を施行する際に節水機器等を導入したりすること等が考えられる。
- (3) 第2項は、建築物の建築をする者に対する、地下水の合理的な使用に資する設備の設置に係る努力義務を定めるものである。県は、本項の実効性を確保するため、建築関係団体、事業者、許認可申請窓口を通じて、又は広報等により本項の周知を図り、指導を行うことにより、設置率を高めて行くよう努力していく必要がある。

## 第4節 地下水の涵養（第33条～第35条の4）

### 第33条（地下水涵養指針）

- 第33条 知事は、地下水の涵養の促進に関する指針（以下「地下水涵養指針」という。）を定めるものとする。
- 2 地下水涵養指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地下水の涵養の促進の基本的方向
  - (2) 地下水の涵養を実施すべき量に関する目標
  - (3) その他地下水の涵養の促進に関する重要事項
- 3 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

#### 【趣旨】

- 地下水の水量の保全対策としては、地下水の使用量を抑制するため節水、水の循環使用等地下水の合理的な使用を促進することと、地下水の涵養量を増やすため地下水涵養対策を促進することが考えられる。後者の地下水の涵養の促進については、平成12年度改正で、章を設けて新たに規定を追加したが、地下水の水位が長期的に低下している中で、地下水涵養量の確保が地下水の水量の保全上非常に重要であることから、平成23年度改正で、「第3章 地下水の水量の保全」の中に、第4節として「地下水の涵養」に関する規定を移し、対策を強化することとした。
- 本条は、地下水の水量の保全を図る手段としての地下水の涵養を促進するため、知事が「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」について定めるものである。

#### 【説明】

- (1) 「地下水の涵養」とは、雨水が森林や農地等で土中に浸透し、帯水層に地下水として蓄えられることをいう。
- (2) 「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」とは  
地下水を将来にわたり守り継ぐためには、地下水の合理的な使用に取り組むとともに、地下水涵養対策を講ずることにより地下水涵養量の増加をより一層促進していく必要がある。特に、本条例において規制の対象となっている一定規模以上の地下水採取者による地下水の涵養の取組みを促進していくことが重要であり、地下水の涵養を総合的かつ計画的に促進するため、知事が必要な事項を指針として定めることとしたものである。
- (3) 「地下水涵養指針」に定める事項  
本指針は地下水の涵養を総合的かつ計画的に促進するために必要となる事項を定めるが、具体的に、次のような内容を定めている。

#### ①地下水涵養の促進の基本的な考え方

- ・地下水を利用する者全てが、地下水は「公共水」との認識に立ち、未然防止の観点から、連携・協働して、それぞれの事業内容や実情に応じた地下水の涵養に係



る措置を積極的に講じる必要がある。

②許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向

- ・地下水採取の許可を受けることを要する者（許可採取者）は、地下水使用合理化により地下水採取量の抑制を図ったうえで、原則として地下水採取地と同一地下水域内において地下水涵養対策に取り組むことにより、採取量に応じた地下水涵養量を確保すること。

③許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標（目標涵養量とする。）

(i)重点地域

- ・当面、地下水採取量に見合う量（原則10割）を目標として地下水涵養に取り組むものとする。

**【重点地域の目標涵養量の改正】**

- ・令和5年（2023年）9月29日付けで地下水涵養指針を改正し、令和5年（2023年）10月1日から重点地域の目標涵養量を従前の「地下水採取量の1割」から「地下水採取量に見合う量（原則10割）」とした。
- ・特に水田湛水等による地下水涵養は、実施年の作付状況によって湛水期間が増減する他、渇水時や災害発生時は湛水自体が困難となる場合も考えられ、このようなやむを得ない事情により目標涵養量を達成できない場合に勧告等の措置を適用することは社会通念上適切ではないと考えられることから、目標涵養量については一律「地下水採取量の10割」と定めず「地下水採取量に見合う量（原則10割）」としている。ただし、計画段階では、地下水採取量や涵養量の不確実性はあるものの目標涵養量を達成するような涵養の取組みを計画する必要があることから、地下水涵養計画書には「地下水採取量の10割」以上の地下水涵養量を設定することが求められる。
- ・「令和5年（2023年）10月1日より前に条例第35条に基づく地下水涵養計画を知事に提出している者については、あらかじめ許可された地下水採取量を上回らない場合に限り、同計画に基づく地下水涵養の取組みを継続することができるが、可能な限り地下水採取量に見合う地下水涵養量を達成できるよう努めるものとする。」としている。これは、目標涵養量は地下水採取量に見合う量（原則10割）であり、この目標を達成できるよう努める必要があるが、あらかじめ許可された地下水採取量を超えない限りは従前の（地下水採取量の1割を目標とする）取組みを継続することができることを示している。
- ・**「あらかじめ許可された地下水採取量」を上回る場合とは**、新規井戸の地下水採取許可申請又は指針改正前許可井戸の変更許可申請により許可採取者の許可井戸による地下水採取量の合計量が増加することを指し、この場合は許可又は変更許可された地下水採取量のうち「あらかじめ許可された地下水採取量」を超える量に対しては地下水採取量に見合う量（原則10割）の涵養が求められる。

(ii)重点地域以外

- ・具体的な目標は設定しないが、採取量に応じて可能な限り地下水涵養対策に取り組むものとする。

④許可採取者による地下水涵養の促進のための措置に関する事項

- ・許可採取者が行う次の地下水涵養の主な方策を提示。
  - i) 敷地内涵養の促進
  - ii) 敷地外涵養の促進
  - iii) 協働の取組みによる地下水涵養
- ・重点地域における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法として、許可採取者が単独で地下水涵養対策を実施する場合、協働の取組みにより地下水涵養対策を実施する場合の方法を提示。
- ・重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法を例示。
- ・重点地域外における許可採取者は、地下水採取量に応じて、許可採取者による地下水涵養の方策の中から、地下水涵養対策を計画的に実施すること。

⑤許可採取者以外の地下水採取者による地下水涵養の取組み

- ・許可採取者以外の地下水採取者は、②の許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向及び③の許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標を踏まえ、自らの事業活動に伴う地下水採取量に応じて、可能な限り地下水涵養に取り組むこと。

⑥地下水利用者による地下水涵養の取組み

- ・地下水利用者は、可能な限り地下水涵養に努めること。
- ・重点地域（熊本地域）で、面積5ヘクタール以上の大規模な開発行為を行う事業者にあっては、雨水の地下浸透に努めること。

⑦その他の重要事項

- ・地下水の涵養の促進に関する知識の普及
- ・関係者との協力による調査研究の推進、科学的見地に基づく地下水涵養域の保全
- ・地下水涵養の取組みの周知
- ・地下水涵養に関する助言・指導
- ・大規模採取等による地下水保全への配慮

### 第34条（地下水採取者等が講ずべき地下水涵養の措置等）

第34条 地下水を採取する者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

2 事業者は、事業地における雨水の地下への浸透を促進するため、地下水涵養指針を踏まえ、雨水の地下への浸透に努めるものとする。

3 地下水を採取する者及び事業者は、地下水の涵養に当たっては、地下水が汚染されることがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、地下水の涵養を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者及び事業者に対し、地下水涵養指針を勘案して、地下水の涵養について必要な助言及び指導を行うことができる。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水採取者及び事業者が講ずべき地下水の涵養の措置等について定めるものである。

#### 【説明】

(1) 第3条（事業者の責務）及び第5条（県民の責務）では、事業者及び県民に対して広く地下水の保全に対する取組みを求めているが、本条第1項では、地下水の保全に関しより積極的な取組みが期待される事業者及び地下水の直接的な受益者である地下水採取者に対し、地下水の涵養に関する努力義務を定めている。

(2) 第1項では、地下水採取者に対する地下水の涵養の努力義務を規定している。地下水採取者は、地下水の直接的な受益者であることから、事業所等の敷地内又は敷地外における地下水涵養対策を講じ、採取量に応じた地下水涵養量を確保することによって、地下水の水量の保全に努めることとするものである。

(3) 第2項では、事業者に対する雨水の地下浸透の努力義務を規定している。事業者が、その事業活動を行うために、地下水涵養域であった事業地に建築物を建築したり、舗装を行ったりすることによって、雨水の地下への浸透が阻害され、地下水涵養量が減少することにつながることを考えられるため、事業者は、地下水を採取しているか否かにかかわらず、事業活動を行うに当たり、事業地における雨水の地下への浸透に努めることとするものである。

事業者が講じる具体的な措置としては、雨水浸透施設の設置、浸透性舗装の実施、緑地の確保等によって可能な限り地下水涵養量を減少させないように取り組むことが考えられる。

(4) 第3項「地下水が汚染されることがないように必要な措置を講ずる」について

雨水等を地下に浸透させるに当たり、浸透させる水に有害物質等が含まれていれば、地下水の汚染につながってしまうこととなる。

このため、地下水の涵養に当たっては、有害物質等を地下に浸透させることがないように十分注意することが必要であり、その措置の具体的な内容としては、化学物質を含んでいる可能性の高い初期雨水の除外等が考えられる。

本項は、第1項の地下水採取者、第2項の事業者に共通する努力義務規定である。

(5) 第4項は、地下水の涵養の促進を図るため、県が地下水採取者及び事業者に対して、

地下水の涵養に関する助言・指導を行うことができることとするもの。

「必要があると認めるとき」は、事業者にあつては、事業計画上、地下水の涵養への配慮が全くなされていないような場合を、地下水採取者にあつては、涵養の取組みが著しく不十分な場合や、採取量が相当な規模であるにもかかわらず地下水の涵養への取組みが全くなされていないような場合を想定している。

「必要な助言及び指導」については、事業者にあつては、地下水涵養域で開発行為を行うような事業計画に対して地下水の涵養に配慮したものとするよう、また、地下水採取者にあつては、雨水浸透施設を設置するよう助言等を行うことが考えられる。

### 第35条（地下水涵養計画等）

第35条 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画（以下この条及び次条において「地下水涵養計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水涵養計画を提出した者がこれを変更したときも同様とする。

2 知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水涵養計画の実施状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

#### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取者のうち、許可対象となる揚水設備の採取能力（重点地域における許可対象となる揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間14万立方メートル程度の採取が可能であり、また、重点地域以外の地域における125平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間100万立方メートル程度の採取が可能である。）に鑑み、許可採取者に対し、許可の申請時に「地下水の涵養に関する計画」（地下水涵養計画）の提出を求め、併せて、毎年1回、その実施状況の報告を求めることで涵養対策の実施義務を担保している。

#### 【説明】

(1) 第1項の「地下水涵養計画」に記載する事項は、規則で定める地下水涵養計画書に具体的に示しており、敷地内における涵養（雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装等の設置）、敷地外における涵養（水田湛水、涵養林の整備、米等の契約栽培等）、その他（涵養域産の作物の購入、地下水涵養に取り組む団体への協力等）のうち、取組みが可能なものについて、取組量及び涵養計画量を記載することとしている。

(2) 地下水涵養計画の提出義務者は許可採取者である。

地下水涵養計画の提出に加えて、毎年1回、その実施状況の報告を求め、地下水涵養指針に照らして取組みが著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるよう勧告等を行うこととしている。このような規制をかけるに当たり、その対象者は一定規模以上

の地下水採取能力を有する許可採取者とするのが適当と考えたものである。

また、許可制度と地下水涵養対策を連動させることによって、実務上、許可の申請に併せて地下水涵養計画を提出することが、申請者にとっても合理的であり、かつ、計画（の提出）の実効性をより確保することにつながると考えたものである。

なお、許可採取者ではない地下水採取者にあつては、第34条第1項で地下水の涵養に関する努力義務を規定しており、この規定に基づき地下水の涵養の取組みを働きかけていくこととしている。

- (3) 第2項で、知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができることとしている。

「必要があると認めるとき」とは、提出された地下水涵養計画の内容が、地下水涵養指針に照らして、許可採取者の採取量や事業規模に対し不足していると認められる場合が考えられる。重点地域については地下水涵養指針で具体的な目標涵養量を定めており、許可採取者がこれに満たない計画を提出してきた場合は地下水採取の許可が困難であり、本項に基づき助言・指導を行う必要があると考える。

「必要な助言及び指導」とは、雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置や、涵養域で栽培された米の購入などで取組みが可能なものを検討するよう助言等を行うことが考えられる。

- (4) 地下水涵養計画を実施する実効性を確保する観点から、第3項で、地下水涵養計画の提出者は、毎年その実施状況を知事に報告しなければならないこととしている。

- (5) 第4項で、知事は、地下水涵養計画の実施状況報告の概要を公表することとしている。この公表は、重点地域において地下水の水量の課題が顕在化している状況を踏まえ、県民の地下水への関心の高まりに対応するため、情報提供として行うものである。

公表の内容及び方法は、規則で次のように定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（地下水涵養計画等）

第18条の2 条例第35条第1項の規定による提出は、地下水涵養計画書（別記第21号様式）により行うものとする。

2 条例第35条第3項の規定による報告は、地下水涵養計画実施状況報告書（別記第22号様式）により行うものとする。

3 条例第35条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水涵養の方策の具体的な内容

(2) 地下水涵養の実施量

(3) 地下水採取量に対する地下水涵養量の割合

(4) その他知事が必要と認める事項

- (6) 第1項の地下水涵養計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者、第3項の地下水涵養計画の実施状況報告を行わず、又は虚偽の報告をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第3号、第4号）

### 第35条の2（勧告等）

第35条の2 知事は、前条第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者の地下水の涵養に関する措置が地下水涵養指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の涵養に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

4 知事は、第2項の規定による公表をされた後において、なお、正当な理由がなく第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

5 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水の涵養に関する取組みの実効性を確保する観点から、地下水涵養計画及び同計画の実施状況報告を提出した者に対する勧告、公表及び命令について規定するものである。

#### 【説明】

(1) 第1項の「指針に照らして著しく不十分」について

重点地域については地下水涵養指針で具体的な目標涵養量を定めており、これを基準として、許可採取者が講じる涵養対策が指針に照らして不十分かどうかを判断することとなる。また、「著しく不十分」であるかどうかは目標涵養量の達成状況はもとより、未達成の場合の原因や過年度の実施状況等を踏まえて判断することとなる。

例えば、水田湛水等による地下水涵養は、実施年の作付状況によって湛水実施期間が増減する他、渇水時や災害発生時は湛水自体が困難となる場合も考えられるため、許可採取者の地下水涵養の取組状況に何ら問題がなく、やむを得ない事情により地下水涵養量が目標を下回ったものについては、直ちに「著しく不十分」と判断することは適切ではなく、今後の長期的な見通し等を確認し、必要に応じて条例第35条第3項の規定により地下水涵養計画を見直し、別の手段により涵養量を確保するよう許可採取者に対して助言及び指導を行うことが考えられる。

また、地下水涵養量がやむを得ず一時的に目標を下回っていても、過年度に目標を大きく上回って地下水涵養を実施するなど過去数年間の平均で目標涵養量を達成している場合には、今後の地下水涵養計画に問題がないことを確認したうえで、「著しく不十分」とは判断しないことが考えられる。

なお、熊本地域以外の地域においては、熊本地域地下水総合保全管理計画のように地下水涵養量の目標を定めたものがないことから、許可採取者に対する具体的な目標は設定しないものの、採取量に応じて可能な限り地下水の涵養に取り組むこととしている。

このため、地下水涵養指針で示す地下水の涵養の具体的な方策の中で、取り組むことが可能な方策があるにもかかわらず、全く取り組まれていないような場合は、「指針に照らして著しく不十分」な場合に当たると考えられる。

(2) 第1項の「判断の根拠を示して」について

許可採取者による地下水涵養計画の実施状況が地下水涵養指針に照らして著しく不十分な場合、知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしている。

勧告は事実上の行政指導であるが、勧告に従わないときは、第2項により、氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができることとなっており、その対象者に対する社会的な影響も小さくはない。そこで、勧告を行うに当たっては、行政手続条例に規定される不利益処分に係る基準の取扱いに準じて、具体的な判断基準を示しておくことが適当であり、勧告を行う際には、対象者にその判断の根拠を示した上で行うこととしたものである。

(3) 第2項及び第3項は、地下水涵養計画の実施に対する勧告を受けた許可採取者が、勧告に従わないときの公表に関する規定である。

公表は、勧告という行政指導の実効性を確保するためのものであるが、その対象者に対する社会的影響は小さくないと考えられることから、公表を行おうとするときは、対象者に、あらかじめその旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならないこととしている。

(4) 地下水の涵養については、第2項の公表をされてもなお正当な理由なく勧告に従わない者に対しては、第4項で、必要な措置を講ずるよう命令を発することができることとしている。

地下水の合理的な使用は、採取量の抑制を図ることで地下水量の保全を図るものである。また、事業者毎に地下水の合理的な使用の取組状況、程度は様々であると考えられる中で、地下水使用合理化指針で取組みの画一的な目標を明示することが困難であることから、取組みが不十分と認められるときは、勧告及び公表を行うことができるにとどめている。

一方、地下水の涵養は、地下水の水量の増加に直接的に貢献するものであり、一定規模以上の採取能力を有し、地下水の恩恵を直接的に受けている許可採取者に対しては、より積極的な取組みを求めることが必要である。

また、地下水涵養指針でも、重点地域の目標涵養量を設定しており、行政処分である措置命令を発するか否かの基準を明確にすることが可能である。

熊本地域以外の地域にあっては、熊本地域のように地下水の水位の長期的な低下傾向は確認されておらず、地下水涵養指針でも許可採取者が取り組むべき地下水涵養量の目標は設定していない。しかし、地下水の水量保全の観点から、大量の地下水を採取しているにもかかわらず地下水涵養対策に全く取り組んでいないような場合は、措置命令を発して涵養対策を求めていくことは可能と考えられる。

(5) 第4項の「期限を定めて」の「期限」については、「いつまでに目標涵養量に相当する涵養対策を講じることを命ずる」のように措置を講ずべき期限を定めて命令を発する必要がある。

また、措置命令は、熊本県行政手続条例第2条に規定する不利益処分に該当すること

から、これを発するに当たっては、同条例第13条の規定により、その相手方に対する意見陳述のための手続き（聴聞又は弁面の機会の付与）を経るとともに、第14条の規定により不利益処分の理由を示す必要がある。

さらに、慎重を期すため、措置命令を発するに当たっては、第5項で環境審議会の意見を聴取することも義務づけている。

(6) 第4項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる。(第47条の2)

### 第35条の3（開発行為に伴う地下水涵養への配慮）

第35条の3 重点地域において面積が5ヘクタール以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者（以下この条及び第39条において「開発行為者」という。）は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画を知事に提出しなければならない。ただし、開発行為者が建築物の建築又は特定工作物の建設を行わない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、開発行為者は、当該開発行為の区域内で建築物の建築又は特定工作物の建設を行う者に対し、地下水の涵養についての配慮を求めるものとする。

3 知事は、開発行為者に対し、第1項に規定する計画について、地下水の水量の保全の観点から意見を述べることができる。

4 重点地域において第1項に規定する開発行為以外の開発行為を行おうとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

#### 【趣旨】

○ 重点地域である熊本地域の地下水は、主に阿蘇外輪山西麓の火砕流堆積物が広がる一帯で涵養されているが、これらの地域では市街地開発や企業誘致等が積極的に行われている。これらの地域において大規模な開発が進めば、地下水涵養量が大きく減少する恐れがある。

このため、重点地域については、地下水の水量の保全を図るため、本条で、5ヘクタール以上の大規模な開発行為を行う者に対して、水利用に関する計画や地下水涵養に関する計画の提出を求めて、開発行為に当たっての配慮を求めることとしたものである。

○ 都市計画区域において開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為については、開発行為の許可等の事務の迅速かつ適正な処理を図るため、県庁内に「開発許可等事務連絡会議」を設置し、連絡調整を行っており、連絡調整を要する事項には、地下水保全条例に関する事項も含まれている。

また、国土利用計画法では面積が5ヘクタール以上の土地又は2ヘクタール以上の農地を含む土地については、「大規模土地取引事前指導要綱」に基づき届出等の前に事前指導を行っている。事前指導に当たっては、関係する個別規正法との調整を図ることとなっており、個別規制法には熊本県地下水保全条例も含まれている。

これらの調整の中で、地下水の涵養に配慮するよう意見を提出するなどしているが、開発等により涵養域が減少している中で、地下水保全条例上も何らかの対応を講じることが必要と考え、本条の規定を設けることとしたものである。



## 【説明】

- (1) 本条第1項で、水利用に関する計画等の提出を義務付けるのは、重点地域における開発行為者である。

重点地域にあつては、長期的な地下水位の低下傾向が確認されており、地下水涵養域の減少につながる開発行為に対し、地下水の涵養への配慮を求める必要がある。

一方、重点地域以外の地域にあつては、地下水位の低下傾向は確認されていないことから、本条の対象とはしていない。

- (2) 第1項の計画の提出を求める対象者は、重点地域において都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行おうとする者で、その事業に係る面積が5ヘクタール以上のものである。「面積が5ヘクタール以上」としたのは、都市計画法に基づく開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為については、県庁内に連絡会議を設置し、個別規制法との連絡調整を行っており、また、国土利用計画法に基づく5ヘクタール以上の土地売買の届出については、事前指導要綱に基づく事前指導を行っていることを参考としたものである。

○都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

（定義）

第4条 1～11 略

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

（以下 略）

- (3) 第1項の「水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画」に記載する事項は、規則で定める「水利用に関する計画書」（別記第23号様式）、「地下水涵養に関する計画書」（別記第24号様式）に具体的に示している。

「水利用に関する計画」には、事業計画の概要、事業に利用する水の水源、取水及び給水の方法、用途、給水量を、「地下水涵養に関する計画」には、敷地内における雨水の地下浸透の内容、規模及び涵養計画量、地下水涵養に伴い地下水汚染防止のために取った措置を記載することとしている。

- (4) 第35条で許可採取者に提出を求める「地下水涵養計画」と、本条第1項の「地下水涵養に関する計画」との違いについて

許可採取者には第35条で地下水の採取量に応じた涵養対策を求めており、具体的には、雨水浸透ますの設置等の敷地内における雨水の地下浸透の取組みのほか、水田の湛水、水源涵養林の整備、涵養域で収穫された米の購入など敷地外における涵養の取組みなどが考えられ、これらの取組みを第35条に規定する地下水涵養計画に記載することとしている。

一方、本条第1項で開発行為者に求める「地下水涵養に関する計画」には、具体的には、開発行為の敷地内における雨水浸透施設の設置、緑地の保全、浸透性舗装の実施など、開発行為によって雨水の地下への浸透が妨げられることを防ぐための対策を記載することとしている。

- (5) 第1項の水利用に関する計画等の提出を求める時期は、その事業計画を作成した時で

ある。

都市計画法に基づく開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為の許可、国土利用計画法に基づく5ヘクタール以上の土地売買については、県庁内の連絡会議による個別規正法との調整等が行われており、実務上は、この際に合わせて本項の計画の提出を求めることによって、提出の実効性を確保することができるものとする。

なお、土地の売買もなく、都市計画法上の許可を要しない開発行為（土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等）については、別途取扱要綱等を作成し、対象事業を明らかにしたうえで、本条の制度の周知を図ることとする。

- (6) 分譲等を目的とした開発行為の場合であって、建築物の建築又は特定工作物の建設が行われない場合は、開発行為者に対して地下水の涵養への配慮を求めることは困難であることから、第1項ただし書で、「開発行為者が建築物の建築又は特定工作物の建設を行わない場合」は本項の計画提出義務の対象から除いている。

※特定工作物

第1種特定工作物

：コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、石油パイプライン事業用施設、港湾法に規定する保管施設又船舶役務用施設、漁港漁場整備法に規定する補給施設、飛行場に建設される航空機給油施設、電気事業用電気工作物及びガス工作物

第2種特定工作物

：ゴルフコース、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、運動・レジャー施設（博物館などは、運動・レジャー施設と解さないため該当しない。また、スキー場やマリナーは、工作物と解さないため該当しない。）、墓園

- (7) 開発行為者が、第1項ただし書に該当する場合は、第2項で、開発行為者は、当該開発行為の区域内で建築物の建築等を行う者（実際の建築者等）に対し、地下水の涵養への配慮を求めなければならないこととしている。

具体的には、開発行為者と実際の建築者等との間での地下水保全を含む環境形成協定等の締結、開発行為者から実際の建築者等に対して文書により、雨水浸透施設の設置、緑地の保全等地下水の涵養への配慮を求めることが考えられる。

なお、この場合においては、開発行為者が実際の建築者等に対して地下水の涵養への配慮を求めるよう、県が開発行為者に対し、指導を徹底することが必要である。

- (8) 第3項で、知事は、開発行為者に対し、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画について、地下水の水量の保全の観点から意見することができることとしている。

「地下水の水量の保全の観点」からの意見としては、開発行為に伴う涵養計画量をできる限り確保する事業計画とすることや、事業地内の雨水等の地下浸透と、地下水の汚染防止への具体的な対策を求めることなどが考えられる。

本項の意見の通知は、開発行為に当たっての涵養への配慮を求める行政指導であり、意見に法的拘束力はないが、開発行為者はできる限り意見の内容を事業計画に反映するよう努めることが望まれる。

- (9) 重点地域における涵養域の保全の観点から、面積5ヘクタール未満の開発行為を行おうとする開発行為者にあっても、地下水の涵養に配慮した開発計画とすることが必要で

ある。このため、第4項で、当該開発行為者にも、地下水の涵養への努力義務を規定し、地下水涵養指針でも、地下水の汚染に配慮したうえで、適切な涵養対策を講じるよう努めることとしている。

#### 第35条の4（調査研究等）

第35条の4 県は、重点地域において、市町村、事業者等と連携し、及び協働して、地下水の涵養に係る調査研究の推進及び地下水の涵養の効果の高い地域の保全を図り、地下水の水量を保全するために必要な地下水の涵養量の確保に努めるものとする。

##### 【趣旨】

- 本条は、地下水位の長期的な低下傾向が顕在化している重点地域において、地下水の水量の保全を図るために地下水の涵養を促進する必要があることに鑑み、地下水涵養量を確保するため、県が、市町村、事業者等と連携・協働して地下水の涵養に関する更なる調査研究、水田等の涵養域の保全に取り組むこととするものである。

##### 【説明】

- (1) 本条は、地下水位の長期的な低下傾向が顕在化し、地下水の水量の保全を図るため、地下水の涵養を促進する必要がある重点地域を対象としている。  
「事業者等」の「等」とは、大学や公益財団法人くまもと地下水財団、各地域の土地改良区等の団体を想定している。
- (2) 「地下水の涵養に係る調査研究」について  
熊本地域においては、これまで数次にわたる科学的調査により、地下水の流動や、地下水涵養量と採取量等の流出量との関係など地下水の循環に関するメカニズムが一定水準まで明らかになってきている。こうした調査結果をもとに「熊本地域地下水総合保全管理計画」が策定され、その後も地下水の量など新たな研究成果が示されている。今後も、これまでの調査を踏まえ、地下水の流動や地下水涵養域に関する調査等を実施していくことを考えている。
- (3) 「地下水の涵養の効果の高い地域」とは、雨水等の地下への浸透能力が高い地域であり、具体的には、これまでの数次にわたる調査に基づき、第1次熊本地域地下水総合保全管理計画（平成8年（1996年）3月）の「かん養域における開発行為等に際しての地下水保全指針」で示された涵養機能保全に係る地域及び地下水質保全に係る地域が該当するものである。  
「涵養の効果の高い地域の保全」は、具体的には、開発行為の涵養域以外への誘導、水源涵養林の整備、水田等農地の保全等によって涵養域を保全することである。
- (4) 「地下水の水量を保全するために必要な地下水の涵養量」とは、地下水の収支バランスを保ち、地下水の水量の確保や水質の改善を図りながら、将来にわたって安定かつ安心して地下水を利用できる状態を次世代に引き継ぐことが可能となる地下水涵養量である。